



第25回川越百万灯夏まつり

7月27日(木)～30日(日) (27日(木)・28日(金)は飾り付けのみ)

問い合わせ…川越百万灯夏まつり実行委員会・TEL229-1820



29日(土)の催し

- 開会式＝本川越駅前ステージ／午後3時～
- パレード(交通安全母の会ほか)＝本川越駅前→一番街／午後3時35分～
- 手作りみこし／午後4時30分～
 - ①本川越駅前→連雀町交差点→大正浪漫夢通り→仲町交差点→本川越駅前
 - ②商工会議所前→仲町交差点→本川越駅前
- OH! 通りゃんせKAWAGOE(踊り)
 - 連雀町交差点ステージ／午後6時～▶本川越駅前ステージ周辺／午後7時30分～

30日(日)の催し

- 大道芸大会＝一番街／午後2時30分～
- 尚美学園演奏＝本川越駅前ステージ／午後3時～
- 川越藩火縄銃鉄砲隊演武＝本川越駅前→一番街／午後3時30分～
- 川越市吹奏楽団ほか各種団体演奏・演技＝連雀町交差点ステージ／午後2時～

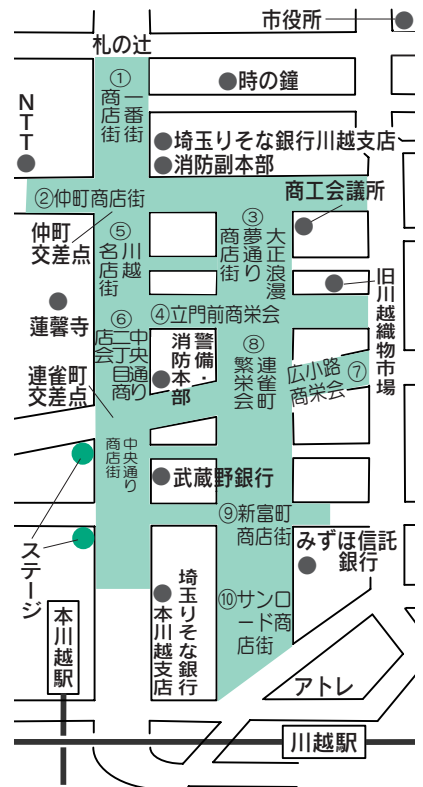
29日(土)・30日(日)の催し

- 小江戸夏まつりオリエンテーリング／午後2時～

市内に設けられた各ポイントを巡りながら、川越市に関するクイズに挑戦。全問正解者の中から抽選で豪華賞品をプレゼント。抽せん会は30日、本川越駅前ステージで実施します(参加シートは、新聞折り込みの「川越百万灯夏まつり瓦版」に付いています。本川越駅ペペ前広場と埼玉りそな銀行川越支店前でも配布します)。

- お囃子競演会(川越市囃子連合会)＝みずほ信託銀行川越支店前／午後4時～
- 商店街イベントガイド

- ①一番街商店街＝和太鼓フェスティバル、かき氷・生ビール・枝豆販売ほか(両日)
 - ②仲町商店街＝ヨーヨー・金魚人形釣り(両日)
 - ③大正浪漫夢通り商店街＝夢通り発汗ライブ(さまざまなジャンルの音楽ライブ・30日)
 - ④立門前商栄会＝地元商店による物産展、焼きそば・ビール等の販売(両日)
 - ⑤川越名店街＝ペーゴマ大会(30日)
 - ⑥中央通り2丁目商店会＝浴衣無料着付け(両日)・開運くじ引き大会(30日)
 - ⑦広小路商栄会＝お休み処の設置(両日)
 - ⑧連雀町繁栄会＝チャリティー抽せん会(29日)
 - ⑨新富町商店街＝和太鼓演奏・ジャズコンサート、地震体験・はしご車乗車体験(30日)
 - ⑩サンロード商店街＝氷のキャラクター彫刻の設置、クリア緑日(屋台販売・30日)
- 旧川越織物市場＝川越織物市場の会による夕涼み見学会・浦島囃子連による囃子(29日)
*天候などにより行事の内容・時間を変更することがあります。
*29日(土)・30日(日)、埼玉りそな銀行川越支店・本川越支店の駐車場は、利用できません。



交通規制
29日(土)＝午後2時～9時
30日(日)＝午後2時～8時

駐車場の臨時休業
連雀町駐車場
7月28日(金)～30日(日)
幸町駐車場
7月29日(土)・30日(日)

上記の期間、市営駐車場は臨時休業します。
*7月29日(土)・30日(日)、武蔵野銀行川越支店の駐車場の一般開放は行いません。
問い合わせ…商工振興課商工係・TEL内線2722

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 6月に発行した「消防だより 虹のマーチ」第5号の訂正 消防局予防課・TEL222-0744・http://www.119kawagoechiku.jp/ 2ページ「住宅用火災警報器の設置場所」のうち、「寝室が1階のみの場合」の図に誤りがありました。詳しくはホームページをご覧ください。
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動月間 保健総務課医事・薬事係・TEL227-5101
7月19日(水)まで、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動月間です。覚せい剤・大麻・シンナーなどの不正使用はやめましょう。
- たばこの悪影響について 総合保健センター健康増進係・TEL229-4121
たばこは、肺がんや循環器病など多くの疾患の危険因子です。吸う人ばかりでなく、周囲の人の健康に悪影響を及ぼすことが指摘されています。
- まちかど講評会「川辺の川越まちづくりライブラリー」 東洋大学・TEL239-1415
7月16日(日)・17日(祝)、午前10時30分～午後4時。本町の長屋(元町1丁目)。
- 「クレジット・サラ金110番」(埼玉青年司法書士協議会主催) 相談専用電話＝048-838-8423(当日のみ)
7月22日(土)・23日(日)、正午～午後5時。司法書士による、多重債務者の債務整理に関する無料電話相談。

ペットを正しく飼うために

食品・環境衛生課環境衛生係・TEL227-5103

ペットに関する法令

ペットを飼うときには、守らなければならぬ法令があります。

法律には、以前お知らせした、「狂犬病予防法」のほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」があります。この法律は、動物をみだりに虐待してはならないこと、習性を考慮して適正に世話をするなど、飼い主の守らなければならぬことが定められています。



物の飼養許可、動物愛護週間の実施などが規定されています。

また、条例には「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」があり、他人に迷惑をかけないように

そのほか、ペットショップ・ペットホテルなど

動物取扱業の登録制、サル・ワ

ニなどの特定動物の飼育

飼うこと、最後まで飼うこと、必要に応じて繁殖制限に努めること

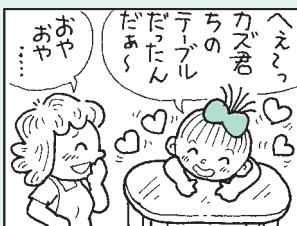
など、飼い主の責任が規定されています。さらに、犬の飼い主については、放し飼いをしないこと、

犬が人をかんだときには、保健所に届け出ることなどの責務が規定されています。

飼い主の皆さんは、法令を守って、人とペットが楽しく快適に暮らせるよう心がけましょう。

もったいないから、ごみ減らし!

リユース



まだ使えるけれど、必要がないからと捨ててしまっている物はないですか。使わなくなった家具や衣料品などは、大切な資源が使われています。今、持っている物をできるだけ長く利用することや、ほかの方へ譲って再利用（リユース）してもらうことで、ごみとなる物を減らし、限りある資源を守ることができます。

フリーマーケット・リサイクルショップ、市で行っている「不用品交換情報登録制度」などを活用して、もう一度使ってもらえる方を探してみませんか？

「不用品交換情報登録制度」は、登録された譲ってほしい物・譲りたい物が、市のホームページ・市役所内の

掲示板で公開されています。今までに、テレビ・冷蔵庫・いす・チャイルドシートなどが譲られ、要らなくなった物の有効利用が図られています。

問い合わせ…環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線2636

事例

消費生活レポート

136

申し込んだ覚えがないのに宅配便が届いた！

広告に付いていたハガキで、気軽に無料贈呈品を申し込み、品物が届いた。ところが、その一か月後に再び宅配便が届けられ、今度は代金を請求された。注文した覚えがないので電話で確認すると、広告に「無料贈呈後は、商品の定期お届けを申し込む」と書かれていたことがわかった。小さい字で書かれていたので気付かなかったが、代金を支払わなければならないのか。

相談者は注文の文章に気づかず、契約の意思はありませんでした。しかし、申し込みのハガキを送っているのが、業者側は契約が成立している主張し、トラブルになってしまいました。

消費者へのアドバイス

- ① 広告などの書面は、隅々まで読んで確認しましょう
- ② すべての取り引きで、クーリング・オフができるわけではありません。自分から店に行ったり、広告やカタログなどを見てハガキ・電話・インターネットで申し込んだりした場合には、通常クーリング・オフはできません。申し込みは、くれぐれも慎重にしましょう

消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ…生活情報センター（アトレ六階）

TEL226-7066

Report